

## 第3章 外国籍市民アンケート調査結果

### 1 実施方法等

外国籍市民 3,092 人（平成 20(2008 年 1 月) 末現在から 20 歳以上の成人（約 2,000 人）から無作為に 700 名を抽出しました。

アンケート用紙は日本語版と外国語版（韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル語）を同封して発送しました。回答は 218 名で回収率は（31.1%）でした。

アンケートは人権問題と日本語能力の不十分さ等からくる日常の生活の場面での問題点を中心に質問しました。

### 2 調査結果

#### (1) オールドカマー

##### 居住歴等

(ア) オールドカマーは、回答者 74 名中、72 名は日本生まれ日本育ちでした。アンケートの回答も 72 名は日本語版を使用しで回答しています。

(イ) 無作為抽出でしたが、回答者は 60 歳以上が約 5 割ありました。

これは、60 歳以上の回答率が他の年代に比し約 2 倍あったことによります。

(ウ) 日本での居住年数は 50 年以上が、48.6%いましたが、高槻市在住 50 年以上は 10.8%でした。このことはオールドカマーの異動（転出入）が相当あるように思われます。

(エ) 日本語支援については、ほぼ全ての人が日本生まれ日本育ちであることから、アンケートの結果からはあまり必要とされていないと思われます。

(オ) 配偶者が日本人である割合が、ニューカマーの比率の約半数でした。これはオールドカマーの回答者の年齢が高かったことが影響していると思われます。

(カ) 高槻市への居住（帰属）意識は高く、今後とも住むつもりだ、が約 70%を占めています。

(キ) 日常生活上の質問において、オールドカマーの回答で最も多いも

のは「特になし」です。

例えば、日常生活で困っていることや不安に思っていることの質問では、「特に困っていることや不安はない」が43.2%、子どもについての望みや心配していることでも「特に望むことや心配事がない」が31.1%、病院や診療所などで困ったことでは、「特に困ったことはない」が54.1%となっています。

### 人権問題

(ア) 人権問題については、「日本人に理解してほしいことは何ですか」との質問に、オールドカマーの約60%が「外国人に対する差別があること」と回答し、ニューカマーの36.0%を大きく上回りました。

(イ) オールドカマーの人たちがどのような場面で差別を感じているのかは、仕事を探す際、「外国人であることを理由に断られた」24.3%、住まい探しにおいて「外国人であることを理由に断られた」23.0%が最も高く、自身や子どもで困っていることで「本名を名乗りにくい環境がある」も24.3%を占めています。

以上の点からオールドカマーは就職や、住まいを探す時など人生の大きな節目で差別を現実的に感じているとともに、とりわけ日常的に通称名を使用せざるを得ないことから、やはり日本社会に差別が存在するといわざるを得ません。

### (2) ニューカマー

#### 居住歴等

(ア) 多国籍化が進み、出生地はほぼ外国ですが、52カ国、約1500人の人が本市に住んでいます。

(イ) 年齢層の中心は20代30代で約6割を占めています。

(ウ) 多くの人の居住年数は少なく、5年未満が約5割を占めています。

(エ) 配偶者が日本人である人が多く(66.4%)、日本に住んでいる理由も結婚したからが45.7%となっています。

- (オ) 日本語が十分に理解できていない。(聞くことで、「あまりできない」が 16.7%、「ほとんどできない」が 1.4%、書くこと「あまりできない」37.7%、「ほとんどできない」10.9%)となっており、日本語支援を求めていると思われます。
- (カ) 日本語の支援を求めている姿は、多くの質問の回答の中から伺われます。日常生活に必要な情報はどこから入手していますかの回答で「高槻市」は 2.2%しかなく、日常生活において困っていることや不安に思っていることの回答で「高槻市の情報が入りにくい」が 10.1%あります。
- また、子どもについての望みや心配していることで、「日本語の能力、学力が心配である」13.8%や仕事を探すときに困ったことはとの質問に「就職先の情報が日本語でよくわからない」が 13.0%あります。
- (キ) 社会参加について、ニューカマーは「関わっていきたい」43.5%あります。また、防災の質問で、災害時等における対応への期待でも「助け合いができるよう、日頃から地域の人とコミュニケーションできる機会を増やす」が 39.9%あることからみても、ニューカマーの社会参加に対する期待が高いことが伺われます。
- (ク) 高槻市への居住(帰属)意識は強く、52.2%が今後とも高槻市に住むつもりと答えています。

#### 人権問題

- (ア) 日本人に理解してほしいことは、「外国人に対する差別があること」は 36.0%で、オールドカマーと比較すると低い数値になっています。
- (イ) ニューカマーの人たちがどのような場面で差別を感じているのかについては、仕事を探す際「外国人であることを理由に断られた」が 18.8%、住まい探しにおいて「外国人であることを理由に断られた」15.9%が最も高くなっています。

また、あなたや、子どもが困っていることで「外国人だからという理由で友達ができない」10.1%などがあります。

以上の点から、ニューカマーは、日本語という言葉の壁で生活

の多くの場面で困っている事例が見られ、また、地域社会への参加意欲が高いことも見受けられます。

(3) オールドカマーとニューカマーの相違点

出生地： オールドカマーは、ほぼ日本生まれであり、ニューカマーは、ほぼ外国生まれです。

年代： オールドカマーは 60 歳以降で約 5 割を占め、ニューカマーは 20 代 30 代で約 6 割を占めています。

高槻在住： オールドカマーは 20 年以上が約 6 割を占め、ニューカマーは 5 年未満で約 5 割を占めています。

日本語： オールドカマーは「現在学んでいる」、「学びたい」で 12.2%、ニューカマーでは 72.5% あります。

通称名： オールドカマーは、日常的に通称名を使用するが 72.5% ありますが、ニューカマーは 8.0% に留まっています。

配偶者の国籍： オールドカマーは、本人と同じ国籍が 66.7% ですが、ニューカマーは日本国籍が 66.4% となっています。

以上、アンケートの結果から見ると、オールドカマーは、すでに 3 世 4 世の時代となり、そのほとんどが日本生まれ日本育ちであることから、日本語の能力や日本文化に対する知識や経験は、十分備えていると思われます。

ただ、日本社会の中にある外国人に対する差別意識との関わりで日常生活上の問題を抱えていると思われます。

それに対して、1980 年代以降に主に働く場所を求めて来日したニューカマーは、日本在住も短く、日本語の能力や日本文化に対する理解が十分できず、生活の様々な場面で問題を抱えていると思われます。

基本指針の策定に当たっては、オールドカマー、ニューカマーのそれぞれの「共生」の課題を把握し、施策の実現に結びつけることが必要です。

## 第4章 基本指針の考え方

### 1 基本理念

先に述べましたアンケートの結果等から、この基本指針の基本理念については、国際化の進展が地域レベルで広がりを見せる中、「さまざまな文化、習慣、価値観の違いを認め合い、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、共に地域を支え合う豊かで活力ある多文化共生の地域社会の実現を目指す。」こととします。

#### (基本理念の考え方)

外国人登録者数は平成 16 (2004) 年末現在で約 200 万人と、この 10 年間で 46% 増となり、今後のグローバル化の進展及び人口の減少を勘案すると[注記-5]、外国人市民の更なる増加も予想されるため、外国人市民の施策は、既に一部の地方自治体のみならず、全国的な課題となりつつあります。

このような中、多文化共生の地域づくりについては、外国人労働者施策あるいは在留管理からだけでなく、外国人住民を生活者・地域住民として認識する視点から検討する必要性が増しています。

地方自治体においては、1980 年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として、地域国際化を推進してきましたが、前述のような地域社会の変化を勘案し、「多文化共生」を第3の柱として、地域の国際化[注記-6]を引き続き推し進めていくことが求められています。

平成 18 (2006) 年 3 月 7 日「多文化共生推進プログラム」の提言：(総務省)

本市においても、1980 年以降中国人やブラジル人の転入が増え、平成 19 年末には、これらニューカマーといわれる人の人口が外国籍市民の約半数を占めるまでになっています。

このような状況から、国が推し進める多文化共生社会の実現は、本市においても重要な課題となっています。

したがって、多文化共生のまちづくりは、違いを互いに認め合うに留まらず、外国人市民などマイノリティの人々の生活上の問題等をどう解決するかという視点で取り組むということにほかなりません。

[注記-5]：日本の総人口は、平成17(2005)年の国勢調査で1億2,777万人であったのが、平成67(2055)年には8,993万人になるものと推計されている。

生産年齢人口(15~64歳)は戦後一貫して増加を続け、平成7(1995)年の国勢調査では、8,716万人に達したが、その後減少局面に入り、平成17(2005)年国勢調査によると8,409万人となった。平成24(2012)年には8,000万人を割り、平成67(2055)年には4,595万人となる。

平成17(2005)年現在の31%(働き手3.3人で高齢者1人を扶養)から平成30(2020)年には50%(2人で1人を扶養)を越えて上昇し、平成67(2055)年には79%(1.3人で1人を扶養)となるものと推計されている。

日本の将来推計人口(平成18年12月推計)

国立社会保障・人口問題研究所

[注記-6]：自治省は、昭和62(1987)年3月「地方公共団体における国際交流のあり方に関する指針」を策定し、「地域レベルでの国際交流を推進していく基本的意義は、それによって世界に開かれた地域社会づくりを推進し、地域の活性化を図っていく。」としています。

以上のことから、「外国人市民」については、従来「外国籍市民」、「外国籍住民」、あるいは「在日外国人」と呼称してきましたが、今後は「外国人市民」と呼称することが望ましいと考えます。

ただし、外国人登録者だけを表現する場合などについては、「外国籍市民」と呼称するものです。

なお、この基本指針はすべての市民を対象としますが、基本指針に基づき実施する日本語支援等の事業は、外国人市民だけでなく、国籍が日本国籍であっても海外からの帰国者や国際結婚により生まれた人など、外国の文化的・民族的背景をもつ市民も含むことが望ましいと考えます。

## 2 基本方針

基本理念を実現するために次の5つの基本方針と具体的な方策を設定します。

### (1) 人権尊重：多文化共生の意識づくりと推進

民族的偏見や差別意識を克服するため[注記-7]、継続的な啓発活動により人権尊重の意識の高揚を図るとともに、日本人市民と外国人市民の相互理解を促進する必要があります。

[注記-7]：平成9(1997)年7月4日の「『人権教育のための国連10年』に関する行動計画」(人権教育のための国連10年推進本部(内閣に設置)策定)

#### (7) 外国人

今日、わが国社会は諸外国との人的・物的交流の増大に伴い、外国人をめぐって様々な人権問題が生じている。そこで外国人に対する偏見・差別を除去するために、特に以下の施策を推進する。

- 1) 外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。
- 2) 外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。
- 3) 定住外国人に対する嫌がらせ差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。

#### 人権啓発活動の充実

庁内で行われている人権研修や市民向けの人権講座のテーマについては「多文化共生」を積極的に取り入れることに努めます。

また、こうした研修に当たっては、今日までの取り組みを踏まえ、本市の基本的姿勢である人権尊重の立場に立って実施する必要があります。

### 企業における人権意識の高揚

市内には外国人労働者を研修目的で受け入れている企業もあり、これらの企業への働きかけなどを行い、人権意識の高揚を図ることに努めます。

### NPO等との連携

市民への啓発については、行政からの啓発活動にとどまらず、NPO等との積極的な連携も視野に入れ、市民自らが主体的に取り組む啓発活動の推進に努めます。

### 国等への要望活動

外国人登録法の改正や、社会保障制度等に見られる国籍や在留資格などによる制度上の制約の是正等について、引き続き国等への要望に努めます。

## (2) 情報の多言語化：コミュニケーション支援

ニューカマーといわれる人々をはじめ、言葉や文化の壁で日常生活に困っている人たち対し、下記の項目について引き続き支援に努めます。

### 広報等の多言語化

ホームページ等、本市が発信する情報の多言語化に努めます。

### パンフレット類の活用

大阪府等が作成している多言語化されたパンフレット類の活用をします。

### 通訳ボランティアの紹介等

通訳ボランティアを擁する民間団体との連携推進及び医療機関での通訳ボランティアの紹介等を検討します。

## 日本語能力向上のための支援

(財)高槻市都市交流協会の日本語教室やボランティア団体の日本語教室との連携を深めます。

### (3) 暮らしの支援：外国人市民にも暮らしやすいまちづくり

日々の生活の中で不利益な扱いを受けることのないよう、外国人市民にとっても暮らしやすいまちづくりを目指します。

#### 居住

不動産の斡旋等の際に、外国人市民に不利益な取り扱いが行われな  
いよう啓発及び指導に努めます。

#### 教育

(ア) 教育現場において、外国人児童・生徒に配慮した教育を推進しま  
す。また、日本語指導を必要とする児童・生徒に対する支援活動の  
充実に努めます。

(イ) 外国人児童・生徒が自らの民族と文化に自覚と誇りを持つことが  
できるよう引き続き支援します。

(ウ) 教育の様々な場面において、多文化共生の大切さの啓発に努めま  
す。

(I) 多言語の文書を作成し情報の提供に努めます。

#### 労働環境

企業に対しては、外国人市民の雇用機会の均等・拡大、採用の公平  
性について啓発に努めます。また、採用後においても、本人の民族  
性が尊重されるよう啓発に努めます。

## 医療・保健

保健・医療についてのさまざまな情報を多言語で提供することに努めます。

また、外国人市民にとって医療保険制度は、理解しにくいこともあり、制度の周知及び情報提供に努めます。

## 防災

日本語による意思疎通が十分図ることができない外国人市民にとっては、地震、風水害、火災等の災害発生時の情報を得ることが困難であることから、災害時要援護者（災害弱者）となるおそれがあります。

このため、防災マップ等の活用により、外国人市民に災害等緊急時の避難場所等について周知を図るとともに、災害時には地域ぐるみで支援できるしくみづくりについて研究します。

### (4)多文化共生の地域づくり：外国人市民参加のしくみづくり

いわゆるニューカマーといわれる人が外国人登録人員数の約半数を占め、52 개국約 1,500 名が在籍し、本市における国際化は緩やかではありますが広がっています。

このような中、ボランティア団体が主催する日本語教室には、50～60 人が登録し、日本語や日本の文化を学んでいます。（ボランティア Osaka Vol. 5 1）

外国人市民は多様な文化や価値観を持っています。日本人市民と外国人市民が、お互いに違いを認め合いながら地域社会を構成するパートナーとして、共に支え合い、助け合い、新たな地域文化を創造する必要があります。

## 交流の促進

地域の国際化[注記- 8]を進める上で、市民一人ひとりが豊かな国際感覚を育むことが大切です。このためには、地域の異なった文化や歴史を持つ人たちと交流を深めることが必要です。このことによ

り、自分たちの地域の価値や歴史の再発見につながり、そして豊かな地域社会創造の担い手となり、より一層豊かで魅力あふれるまちにすることができるものです。

[注記- 8 ] : 1980 年代後半から、「国際交流」と「国際協力」を柱として地域国際化を推進してきたが、地域社会の変化を勘案し、「多文化共生」を第 3 の柱として、地域国際化を引き続き推し進めることが求められている。(平成 18(2007)年 3 月 7 日「多文化共生推進プログラム」の提言 総務省)

#### 市民参加への促進

外国人市民のニーズや課題を把握し施策に反映させるため、各種モニターや市民向けの各種アンケート等に外国人市民も対象とするよう努めます。

### (5) 施策の推進：推進体制の確立

本市の新たな多文化共生社会の構築を着実に総合的かつ効果的に進めるため、市民、各種団体、関係機関、企業との連携、協働に努めます。

#### 庁内体制の整備

多文化共生の施策を市民の信頼を得ながら総合的に進めるため、庁内の横断的な組織体制の整備を検討します。

また、職員一人ひとりが豊かな国際感覚や「外国人市民と共に暮らす地域社会の一員である」との自覚を持ち、さまざまな行政課題に対応できるよう、職員研修のより一層の充実をはじめ人材育成に努めます。

#### 多文化共生施策推進に関する機関の設置

基本指針の推進に当たっては、多分野にわたる施策を効果的に取り組むことが必要です。このため、本市の多文化共生の社会づくりを担う多文化共生施策推進に関する機関の設置（仮称たかつき多文化

共生交流センター等)が必要であると考えます。

#### NPO等との連携

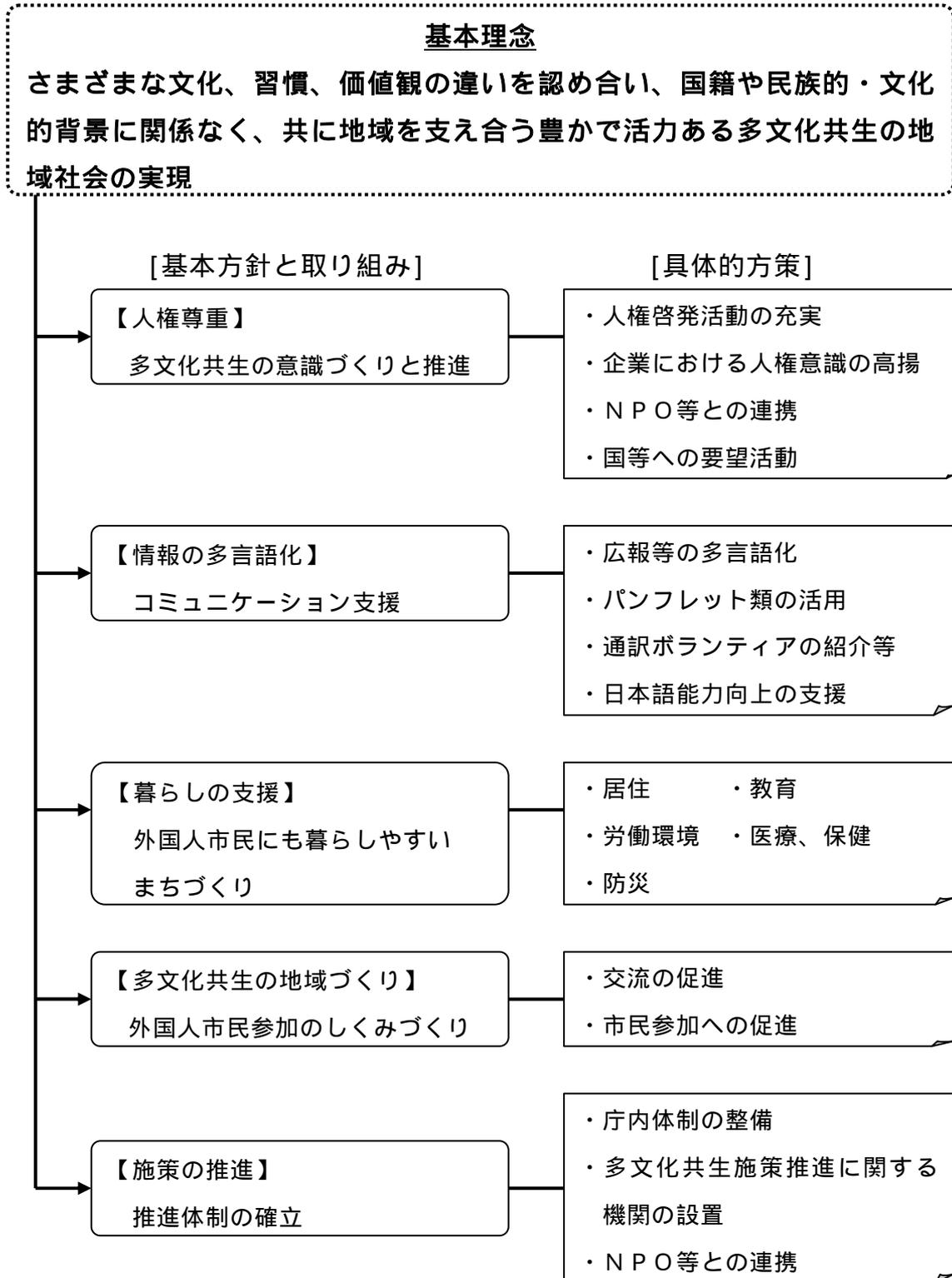
広報等の多言語化や、日本語教室あるいは通訳ボランティア等の導入などに際しNPO等の協力が必要と考えます。

外国人市民が抱える教育、医療、福祉などのさまざまな問題やニーズを共に考え、解決に努めることが重要であり、NPO等との連携に努めます。

このように、行政、多文化共生施策推進に関する機関、NPO等が互いの役割分担を明確にしながら多文化共生施策の推進に取り組んでいくことが重要です。

### 3 基本指針の体系

## 基本指針体系図



#### 4 方策の推進にあたって

今後とも外国人市民の増加が予想され、多文化共生社会の実現の必要性が日増しに強まっていることから、本市においてもこの基本指針に基づき具体的な方策を実施し、推進することによって、国籍や民族の違いを超えて、共に地域を支え合う豊かで活力のある高槻市を創造することができるものです。